



公共file 4

対話の意義—思想家の対話に学ぶ

pp.44~45

## 思想家たちの対話

### 対話(1) —ソクラテスとプラトン

「それなら、もし何とかして彼を説得する方法を見出すことがわれわれにできるなら、彼言うことは真実ではないと説得したいと思うかね？」

「むろん、そう思いますとも」と彼。

「そこでそのやり方だが」とぼくは言った、「われわれのほうでも彼と張り合って、弁論を対立させ、こんどは正義がどれだけの利点をもっているかを数え上げ、そのうえで彼がもう一度それに応酬(おうしゅう)し、さらにわれわれが別の論点でそれに答える、というやり方も可能だろう。ただその場合は、両方の側がそれぞれの弁論で述べた利点を勘定(かんじょう)し比較考量することが必要になってきて、そうなるとまた、あいだに立って判定をくだす裁判官たちが必要になるだろう。けれども、ちょうどさっきしていたように、お互いに相手の言うことに同意を与え合いながら考察をすすめるようにすれば、われわれは自分たちだけで、裁判官と弁論人を同時に兼ねることができるだろう」

「たしかにそのとおりです」と彼。

「どちらのやり方がよいと思う？」とぼくはたずねた。

「あとのほうのやり方です」とグラウコンは答えた。

(プラトン、藤沢令夫訳『国家(上)』岩波書店)

### 対話(2) —理性の公的な使用話

さて理性の公的な利用とはどのようなものだろうか。それはある人が学者として、読者であるすべての公衆の前で、みずからの理性を行使することである。そして理性の私的な利用とは、ある人が市民としての地位または官職についている者として、理性を行使することである。公的な利害がかかわる多くの業務では、公務員がひたすら受動的にふるまう仕組みが必要ことが多い。それは政府のうちに人為的に意見を一致させて、公共の目的を推進するか、少なくともこうした公共の目的の実現が妨げられないようにする必要があるからだ。この場合にはもちろん議論することは許されず、服従しなければならない。

しかしこうした機構(マシン)に所属する人でも、みずからを全公共体の一員とみなす場合、あるいはむしろ世界の市民社会の一人の市民とみなす場合、すなわち学者としての資格において文章を発表し、そしてほんらいの意味で公衆に語りかける場合には、議論することが許される。そのことによって、この人が受動的にふるまうように配置されている業務の遂行が損(そこ)なわれることはないのである。

(カント、中山元訳『啓蒙とは何か』光文社)

### 三つの実例

だからたとえば、ある将校が上官から命令されて任務につきながら、その命令が目的に適(かな)ったものではないとか、役に立たないなどとあからさまに議論するとしたら、それはきわめて有害なことだろう。命令には服従しなければならないのである。しかしその将校が学者として、戦時の軍務における失策を指摘し、これを公衆に発表してその判断を仰ぐことが妨げられてはならないのは当然のことである。

また市民は、課せられた税金の支払いを拒むことはできない。そして支払い時期が訪れたときに、こうした課税について知ったかぶりに非難するのは、すべての人に反抗的な行動を唆(そそのか)しかねない不埒(ふち)な行為(スキャンダル)として罰せられるべきである。しかしその人がこうした課税が適切でないか公正でないか判断して、学者としてその考えを公表することは、市民としての義務に反するものではない。(カント、中山元訳『永遠平和のために』光文社)



## 「忠信」一ありのままで飾らない

夫（そ）れ人の事を倣（な）すこと、己（おの）が事を倣すが如く、人の事を謀（はか）ること、己が事を謀るが如く、一毫（いちごう）の尽さざる無き、方（まさ）に是れ忠。凡そ人と説く、有れば便（すなわ）ち有りと言ひ、無ければ便ち無と言ひ、多きは以て多きと為（し）、寡（すくな）きは以て寡きと為、一分も増減せず、方に是れ信。又忠信の二字、朴实文飾（ぼくじつぶんしょく）を事とせざるの意有り。（中略）忠信は、学の根本。始（はじめ）を成し終（おわり）を成す、皆此（ここ）に在り。

（伊藤仁斎「忠信」『語孟字義』）

### 【現代語訳】

他人のこゝろを倣（な）す時、自分のことであるかのようにし、他人のこゝろを考へる時、自分のことであるかのように考へて、少しも余すところがない、というあり方こそ、忠である。他人と話す際に、あるならそのままあり、無いならそのまま無いと言ひ、多いなら多い、少ないなら少ないとして、少しも加減しない、というあり方こそ、信である。また忠信と二字にした時は、ありのままで飾らないという意味がある。

（中略）忠信は、道の学問の根本である。その足がかりから締めくくりまで、みな忠信（であるかどうか）にかかっている。

## 対話の意義

人間（じんかん）の交際に於（おい）て、相手の人を見ずしてその為（な）したる事を見るか、若（も）しくはその人の言を遠方より伝え聞（きき）て、少しく我意に叶わざるものあれば、必ず同情相憐（どうじょうあいあわれ）むの心をば生じずして、却（かえつ）て之を忌み嫌うの念を起し、之を悪（にくん）でその実（じつ）に過ぐるること多し。此亦（これまた）人の天性と習慣とに由（より）て然（しか）るものなり。物事の相談に伝言文通にて整わざるものも、直談（じきだん）にて円（まる）く治ることあり。また人の常の言に、実は斯（か）くの訳なれども面と向（むか）つてはまさか左様（さよう）にも、と云（い）うことあり。即（すなわ）ち是れ人類の至情（しじょう）にて、堪忍（かんにん）の心の在る所なり。既に堪忍の情を生ずるときは、情実（じょうじつ）互に相通じて怨望（えんぼう）嫉妬の念は忽（たちま）ち消散せざるを得ず。（中略）

右の次第を以て考（かんが）ふれば、言路を塞（ふさ）ぎ、業作（ぎょうさ）を妨るの事は独り政府のみの病（やまい）に非ず、全国人民の間に流行するものにて、学者と雖（いえ）ども或は之を免かれ難し。人生活潑（かっぱつ）の気力は物に接せざれば生じ難し。自由に言わしめ、自由に働かしめ、富貴も貧賤も唯（ただ）本人の自（みず）から取るに任して、他より之

を妨ぐべからざるなり。

（福沢諭吉『学問のすゝめ』第十三編）

### 【現代語訳】

人間社会のつきあいにおいて、相手の人を見ずにそのした事（だけ）を見るか、もしくはその人の言葉を遠方から伝え聞いた（だけである）とき、少しでも自分の意に沿わないものがあると、同情して互いに憐れむ心を持つことは決してなく、かえってそれを忌み嫌う心を起こし、過剰（かじょう）に憎んでしまうことが多い。これもまた、人の天性と習慣によって、そうなるものである。物事を相談する際、伝言や書面によってはまともでないものも、直接の面談によってまるく収まる、ということがある。また、人が常に言う言葉に、「実のところこういう事情であるが、面と向かつてはまさかそうも言えない」、ということがある。これは、人類のもつ尊い情であるところの、堪忍という心があつてのことである。堪忍の情が生じたならば、互いの情は通じ合つて、怨恨（えんこん）や嫉妬（しと）の念はたちまち消え去っていくほかない。（中略）

右のように考えると、言論の道がふさがれ、人間の活動が妨げられるという事態は、必ずしも政府だけが病んでいてそうなるのではない。国全体の人びとの間に蔓延する病なのであって、（言論を担う）学者であっても、あるいはその弊を免れがたいものである。人生における活発



な気力は、外物に接しなければ生じてこない。  
自由に言わせ、自由に働かせ、財産の有無や身  
分の上下も、ただ本人の努力するところに任せ  
るべきであり、外からそれを妨げてはならない  
のである。